

米沢市公共施設等総合管理計画個別施設計画の改定について

1 個別施設計画の改定

個別施設計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）の策定から5年を目途に各施設の劣化診断等を実施し、施設の状態確認と計画の改定をするもの。

2 個別施設計画の概要

公共施設等総合管理計画で定めた3つの基本原則等に基づいて、公共施設等の効率的な管理を推進するため、その具体的な対策内容や実施時期、対策費用の概算について記載した計画。

※3つの基本原則

(1) 公共施設等の保有総量の適正化

建物系施設については、平成28年度から令和17年度までの20年間に延床面積の保有総量を20%削減することを目標とするなど。

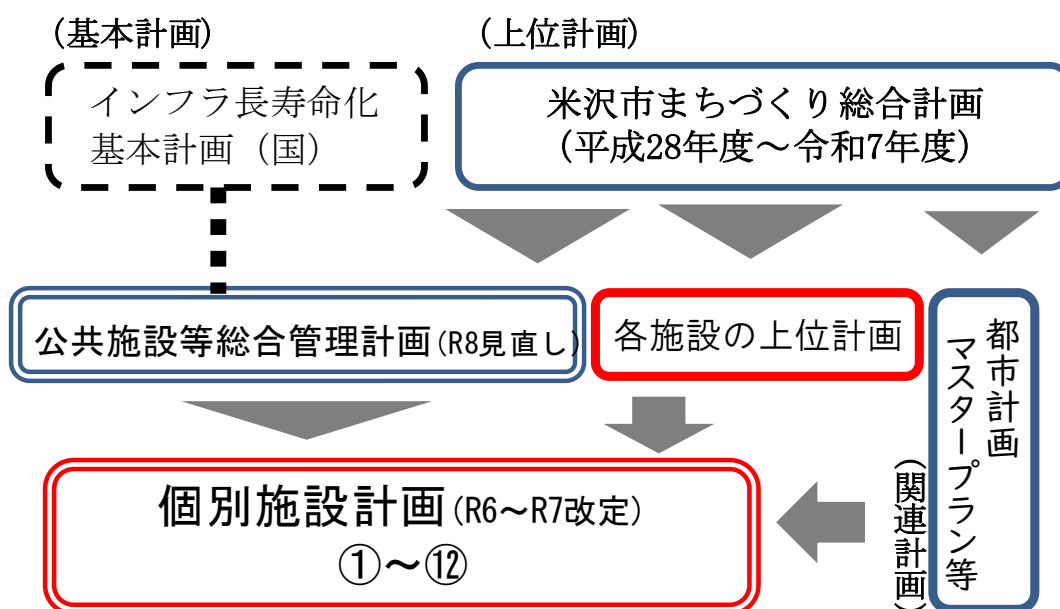
(2) 維持管理・運営効率の向上

統廃合や複合化を通じて施設の利用効率の向上を図り、余剰施設や土地の利活用や売却等を進めるなど。

(3) 安全・安心で快適な利用環境の確保

施設の耐震化を図るとともに、予防保全型の維持管理手法の徹底に努めるなど。

3 計画の位置づけ



4 対象施設

- | | | |
|-----------|--------------|-------------|
| ①集会施設 | ②文化施設・図書館等施設 | ③博物館等施設 |
| ④スポーツ施設 | ⑤観光等施設 | ⑥産業等施設 |
| ⑦子育て支援等施設 | ⑧保健福祉等施設 | ⑨庁舎 |
| ⑩生活環境施設 | ⑪普通財産 | ⑫病院施設（企業会計） |

5 改定工程

(1) 改定方針の検討及び現況整理

個別施設計画の改定に考慮すべきマニュアル・ガイドライン、各施設管理に関する計画等の内容確認

(2) 個別施設の状態の把握

各施設の天井、壁、屋根等の劣化状況の診断や公共施設台帳の更新（個別施設のストック、コストの把握）により施設ごとの状態を把握

(3) 対策方針と内容および実施時期の検討

各施設の維持、廃止、あり方の検討などの方針及び設備更新等の時期を検討

(4) 計画取りまとめ

文章の校正、各種データの取りまとめと計画記載内容の整理

(5) 素案の作成

計画の現況整理、個別施設の状態、対策方針と内容および実施時期の検討結果を踏まえて素案を作成

(6) 計画の改定

パブリック・コメントを実施し、その結果を反映して計画を改定